

第5章

子ども・子育て支援事業 計画に対する施策の展開

【基本目標】 1 地域における子育ての支援

【施策目標】 ①地域における子育て支援サービスの充実

②保育サービスの充実

③子育て支援のネットワークづくり

④児童の健全育成

『基本目標1 地域における子育ての支援』の充実を図るために、以下の4つの施策目標を掲げました。

「施策目標 ①地域における子育て支援サービスの充実」について

【施策目標に対する現状と課題】

近年の核家族化、女性の社会進出等に伴い、地域における人のつながりが薄れてきています。こうした社会を背景に、子育てで不安や悩みを抱えながらも「身近に相談できる相手がない」、「子育てに協力してくれる相手がない」などの理由で、育児への負担や不安を感じる人がいます。このため、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実と情報提供が求められています。また、児童の健全な育成を図る上で、地域において児童と住民が自主的に参加し交流できる場と、住民同士の連携意識の高揚を促進します。

今回実施した実態調査では、『日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか』という質問に対して、「いないと回答した人」が、就学前児童の保護者で10.8%、小学生の保護者で12.2%となっています。また、『子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか』という質問に対して、「あまり感じない・全く感じないと回答した人」が、就学前児童の保護者で40.3%、小学生の保護者で41.8%となっています。このため、子育て中の保護者が、子どもや子育てについてさまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、地域と一体となった子育て支援のための施策を推進することが求められています。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 地域子育て支援拠点事業の充実

- ① 南部子育て支援センター「わらべ」・北部子育て支援センター「どれみ」・西部子育て支援センター「べるね」、地域子育て支援センター「風のまち」、地域子育て支援センター「すくすくルームふたば」、地域子育て支援センター「にじのひろば」の6か所を地域子育て支援拠点施設として、育児不安等の相談活動のほか、保健師・栄養士を交えた各種講座などの開催や、交流・相談を行う場を提供します。また、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、支援事業等の情報提供や相談・助言や関係機関との連絡調整を実施して、必要な支援が受けられるような体制作りを目指します。
- ② 地域に密着した地域子育て支援拠点施設として、公園や公民館、市役所など身近な場所や健診会場での出前保育を実施し、全地域の親子が遊びを通じて子育ての楽しさが実感できるような活動内容の充実を図ります。
- ③ 地域全体で見守り支えあう体制づくりのために、子育て支援センター等を活用し、地域住民が参加する育児講座等の開催に取り組みます。特に、子どもと触れ合う時間が少なく、乳幼児との接し方がわからない父親のために、親子の遊びの場を提供するなど、育児支援を行います。
- ④ 子どもと保護者がリラックスして過ごすことができ、閉塞感、孤独感や育児ストレスの解消が図れ、親子の心身の健康づくりに繋げていくため、親子クッキング、赤ちゃん出会いふれあい交流、絵本の読み聞かせなどふれあい交流促進事業を実施します。
- ⑤ NP講座を通じ、核家族化が進み孤立して様々な悩みを抱えながら育児をしている多くの保護者の孤立感、不安感やストレスを取り除き、育児の知識やスキル、親の役割等を参加者同士で学んでいく取り組みを行います。

☆NP（ノーバディズ・パーフェクト）講座とは…

カナダ生まれの子育て支援プログラムです。この講座は、お互いの悩みや関心のあることをグループで話し合いながら自分にあった子育ての仕方を探していくものです。

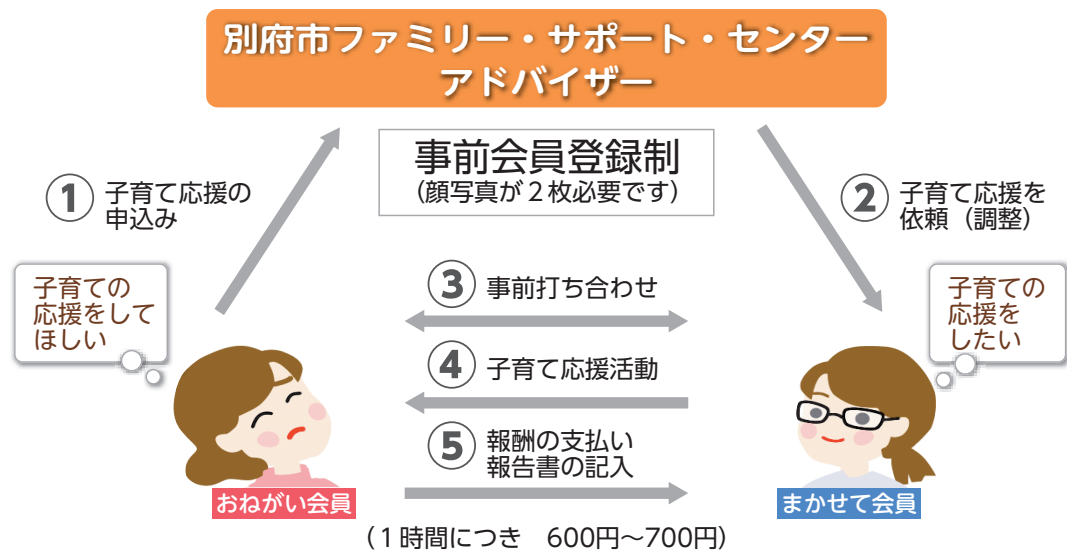
- ⑥ ホームスタート事業を実施することにより、地域子育て支援拠点等の相談援助機関へ出向くことができず、支援が行き届きにくい孤立した環境の中で子どもを育てる家庭に、必要な研修を受けた無償ボランティアを派遣して、育児の悩み等を「傾聴」し、家事や育児を「協働」して行うことにより、孤立感の解消や地域とのつながりを持つきっかけづくり等を行います。

「地域子育て支援拠点事業」の概要と実績			
乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。			
(児童家庭課)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数	6か所	6か所	6か所
わらべ	14,090人	15,576人	13,973人
どれみ	16,675人	16,151人	15,437人
べるね	21,844人	22,040人	19,922人
風のまち	4,941人	4,866人	3,983人
すくすくルームふたば	4,107人	3,341人	2,450人
にじのひろば	3,240人	1,933人	2,814人
合計（来館者数）	64,897人	63,907人	58,579人

「地域子育て支援拠点事業」の目標事業量			
(児童家庭課)	平成25年度（実績）	平成26年度（見込）	平成31年度（目標）
実施箇所数	6か所	6か所	6か所

2. ファミリー・サポート・センター事業の充実

- ① 会員同士の交流を行い人材の育成を図るとともに、情報交換の場を設定しサポート体制の拡充に努めます。また、センターの事業内容等について、知名度がまだまだ低いので各種の情報伝達手段により周知を図ります。



「ファミリー・サポート・センター事業」の概要と実績						
育児を受けたい人(おねがい会員)と育児の援助をしたい人(まかせて会員)とが登録して、援助の依頼があったときに、地域において育児の相互援助活動を有料で行います。						
(児童家庭課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
会員数	221人	274人	329人	373人	438人	-

「ファミリー・サポート・センター」の目標事業量			
(児童家庭課)	平成25年度(実績)	平成26年度(見込)	平成31年度(目標)
実施箇所数	1か所	1か所	1か所

3. 情報提供とサービス利用の円滑化

- ① 各施設において、他の子育て支援センターや児童館、ファミリー・サポート・センター、保育所の一時預かり事業等の情報を提供します。また、子育て全般に関する情報や毎月の行事予定を市報や別府市ホームページ、携帯サイトに掲示します。

4. 地域と保育所(園)の一体化

- ① 保育所(園)や幼稚園に通っていない地域の親子に園庭を開放し、保育所入所児童との交流を通して育児不安の解消や悩みの相談に応じます。
- ② 老人施設への訪問や保育所行事への招待などにより、乳幼児とお年寄りとの交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での世代間交流を実施します。
- ③ 入所(園)児童と地域の子どもたちが交流するために、夏祭りや運動会などの参加の機会を設け、仲間づくりを推進します。

「施策目標 ②保育サービスの充実」について

【施策目標に対する現状と課題】

女性の社会進出や就労態様の多様化に伴い、保育施設のニーズも多様化しています。そこで、子どもの幸せを第一に考えるとともに、サービス利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、安心して働くことができる保育サービスの提供体制を整備します。

また、保育サービスを利用するための質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。今後とも待機児童を発生させないだけでなく、保護者の就労態様やライフスタイルの多様化に対応できるように、育児と仕事の両立を支援し、安心して子育てできるための延長保育、一時預かり、病児保育、乳児保育、障がい児保育、休日保育などニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 通常保育の充実

- ① 認可保育所のほぼ全園において定員を超えて受け入れを実施しており、増加傾向にある保育ニーズへ対応するため、入所定員の増加等を図ります。

「通常保育」の概要と実績						
保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって通常保育時間（7時～18時）に保育します。						
（児童家庭課）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
私立施設数	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
定員	1,825人	1,825人	1,825人	1,920人	1,920人	1,930人
利用児童数	2,082人	2,078人	2,135人	2,168人	2,264人	-

「通常保育」の目標事業量			
（児童家庭課）	平成25年度（実績）	平成26年度（見込）	平成31年度（目標）
実施箇所数	26か所	26か所	26か所

2. 延長保育の充実

- ① 就労態様の変化による就労環境の厳しさから、今後利用者数のさらなる増加が見込まれるため、延長保育の充実を図ります。

「延長保育」の概要と実績						
保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間を越えて保育所で子どもを預かってほしい場合に、時間を延長して保育を行います。						
(児童家庭課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
私立施設数	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
利用児童数	1,015人	1,059人	1,342人	1,225人	1,171人	-

「延長保育」の目標事業量			
(児童家庭課)	平成25年度(実績)	平成26年度(見込)	平成31年度(目標)
実施箇所数	26か所	26か所	26か所

3. 一時預かり事業の拡充

- ① 保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事等の理由により家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に児童を預かり安心して子育てできる環境を整備します。実施施設(公立3施設、私立1施設)全体の現在の稼働率は33.1%ですが、年齢及び利用日によっては利用できないことがあります。

「一時預かり事業」の概要と実績						
保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の病気や急な仕事やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズに対応するため、保育を行います。						
(児童家庭課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
利用児童数	2,105人	2,672人	2,941人	3,307人	3,605人	-

「一時預かり」の目標事業量			
(児童家庭課)	平成25年度(実績)	平成26年度(見込)	平成31年度(目標)
実施箇所数	4か所	4か所	4か所

4. 休日保育の充実

- ① 日曜・祝日などに保護者の就労等で保育が必要な児童に対し保育を行い、児童福祉の向上を図るとともに、安心して働ける社会の実現に寄与します。また、利用条件を拡大すること等については、その必要性や関連施設への影響などを踏まえ、慎重に検討する必要があります。

「休日保育」の概要と実績						
日曜・祝日などに勤務や用事のある保護者のために、保育所入所児童を対象に保育を実施します。						
(児童家庭課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
利用児童数	785人	854人	992人	993人	1,046人	-

「休日保育」の目標事業量			
(児童家庭課)	平成25年度(実績)	平成26年度(見込)	平成31年度(目標)
実施箇所数	1か所	1か所	1か所

5. 病児保育の拡充

- ① 病気の回復期に至らないが、当面の急変が認められない場合の保育及び看護について、就労等で仕事を休めない保護者に代わり、病児保育で受け入れることで、保護者の就労支援に寄与します。事業の周知を強化し、より安心して子育てと仕事の両立が図られるように努めます。

「病児保育」の概要と実績						
小学校3年生までの児童が病気または回復期にあつて、集団での生活が困難な期間、一時的に専用施設で保育及び看護を行います。						
(児童家庭課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
利用児童数	579人	1,048人	991人	1,147人	1,140人	-

「病児保育」の目標事業量			
(児童家庭課)	平成25年度(実績)	平成26年度(見込)	平成31年度(目標)
実施箇所数	1か所	1か所	1か所

6. 乳児保育の受け入れ促進

- ① 認可保育所全園で乳児保育（概ね 6 か月から）を実施します。
- ② 児童の状態により、6 か月未満児の受け入れが可能です。（7園で実施）
- ③ 乳児保育拡大に伴い、看護師又は保健師の配置等の検討が必要です。

「乳児保育」の概要と実績						
保護者の産休・育休明けに伴う職場復帰により、保育に欠ける乳児の健全な発育を目的として保育を行います。						
（児童家庭課）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所

「乳児保育」の目標事業量			
（児童家庭課）	平成25年度（実績）	平成26年度（見込）	平成31年度（目標）
実施箇所数	26か所	26か所	26か所

7. 障がい児保育の充実

- ① 障がい児の保育ニーズが増加しているなか、障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を柔軟に受入れます。認可保育所全園で実施します。

「障がい児保育」の概要と実績						
障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童の保育を行います。						
（児童家庭課）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所
利用児童数	16人	13人	13人	56人	70人	－

※平成23年度までは、特児・手帳ありの児童数

※平成24年度からは、特児・手帳取得に関わらず、発達の遅れ等がある児童数

8. 保育に伴う経済的負担の軽減

- ① 同一世帯から2人以上の児童が、認可保育所（園）、幼稚園等に入所している場合、保育料を減額・補助する制度があります。

9. 認可外保育施設への助成

- ① 認可外保育施設に入所する乳幼児を、安全かつ健全な保育環境のもと、心身ともに健やかに育成するため、必要条件に適合した認可外保育施設へ助成金を交付します。また、適合状況の確認を強化し、保育環境の充実を図ります。

「施策目標 ③子育て支援のネットワークづくり」について

【施策目標に対する現状と課題】

子育てを社会全体で支援するためには地域・保育所・子育て支援拠点施設・幼稚園・学校・公民館・図書館などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動の情報を保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

また、子育てを行っているすべての家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供し、子育てや子育て支援を開かれた形にしていくためには、地域全体に子育てに関する情報をわかりやすく提供していくことが必要です。さらに、子育てサークルの育成や、地域における子育て支援関係機関や団体と連携してネットワークを作っていくことも、子育て環境の充実には必要になります。

【施策目標達成のためにすべきこと】

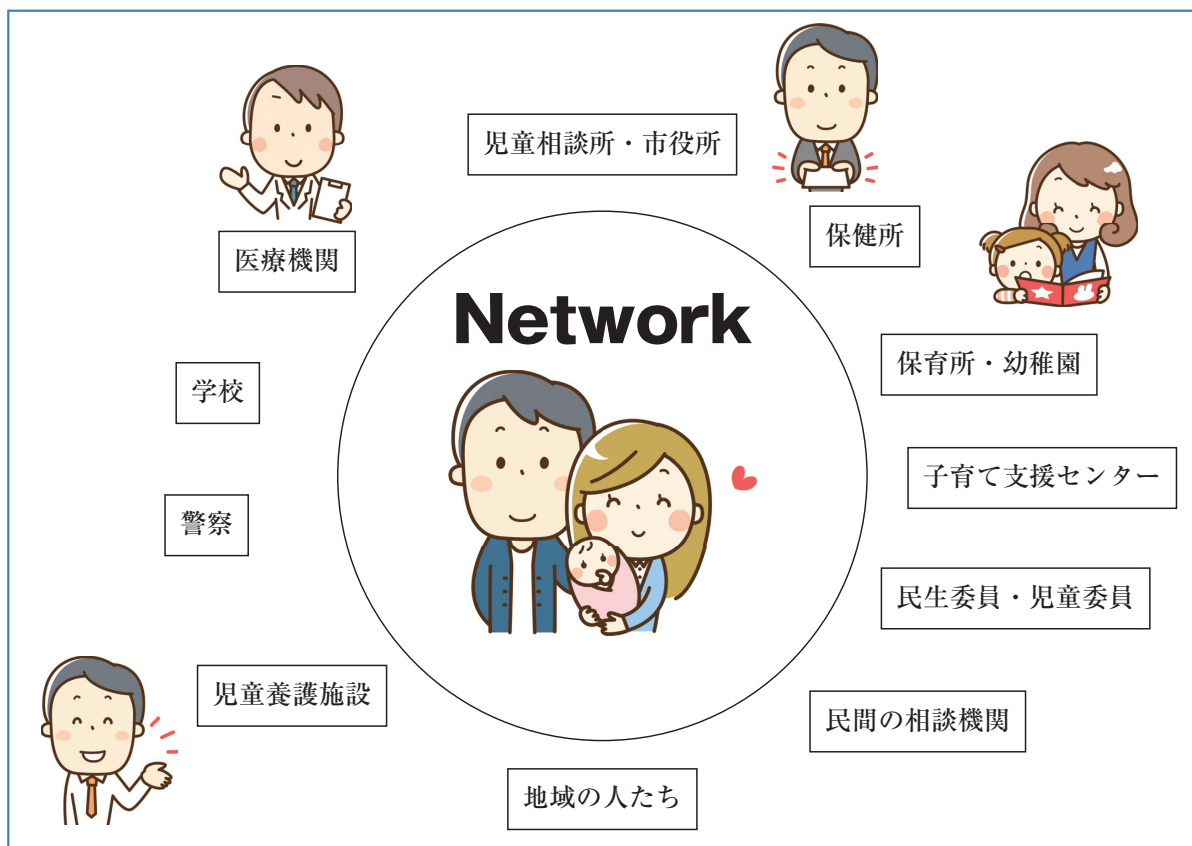
1. 子育てに関する情報の提供

- ① 子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、保育所、児童館等が情報を互いに共有することによって、利用者の必要な情報を提供し子育てしやすい環境づくりを推進します。その為に、各施設において子育て支援に関する情報を管理し、提供できる体制づくりに努めます。
- ② 安心して楽しく子育てするために、出産・子育てに関係する各施設の情報誌の内容を充実すると共に、子育てサークルへの積極的参加を呼びかけ、子育ての不安解消につながるようにします。また、新しい情報を随時提供できるよう携帯サイトを開設し、子どもを産み育てるうえでの不安の解消に向けて支援します。

- ③ 公式ホームページ子育て支援サイトを充実して、保護者の興味や関心のある事項や、困りごとなど保護者のニーズに対応した身近な子育て情報を、タイムリーに提供できるように整備します。

2. 子育て支援ネットワークの整備

- ① 行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、子育て支援拠点施設、幼稚園などの関係機関とのネットワークを充実し、子育て家庭だけでなく出生前からの支援を充実させるなど、きめ細かな情報提供やサービスの質の向上を図ります。
- ② 乳幼児の健康支援や児童虐待等の未然防止と早期発見のために育児不安等を抱える家庭への訪問（養育支援訪問事業）などを実施し、虐待などの未然防止・早期発見に努めています。今後も、育児不安等に早期に対応できるよう、主任児童委員や民生委員など地域の関係機関と連携し、育児不安等を抱える家庭等を地域全体で見守るネットワークをさらに充実させます。



「施策目標 ④児童の健全育成」について

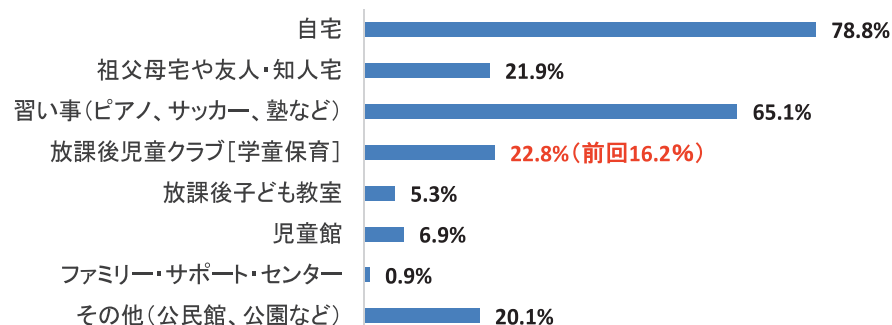
【施策目標に対する現状と課題】

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域の住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

また、児童の健全育成を図る上で、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進めることが必要です。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子の触れ合いの機会を計画的に提供するとともに、地域における活動拠点となります。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要です。

学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましいと考えられます。さらに、このような社会資源を活用して、児童家庭課と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが必要です。また、共働きやひとり親家庭等の増加によって、保護者が昼間家庭にいない児童が増加しており、平成25年12月に行った実態調査では、「児童の放課後の過ごさせたい居場所」として、「放課後児童クラブ」を選択した小学生保護者が、22.8%と前回の平成20年調査時（16.2%）より6.6ポイント増えており、子どもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブのニーズがより高まっていると言えます。

平成25年 小学生保護者「放課後の過ごさせたい場所（複数回答）」（母数=860）



【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 放課後児童クラブと放課後子供教室の充実（放課後子ども総合プランの推進）

- ① 就労等で保護者が昼間家庭にいない児童の安心できる居場所として、放課後児童クラブを設置します。また、通所等の安全を確保するため、各小学校敷地内を優先した設置を推進します。今後も、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童ならびに幼稚園児に対し、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図ります。
- ② 各放課後児童クラブが、基準（児童1人につきおおむね1.65㎡）を満たす専用区画の面積を確保できるよう、また、児童の生活の場として適正な規模（1支援の単位構成＝おおむね40人）での運営を目指し、より安全で快適な空間で生活できるように年次計画に沿って整備を進めていきます。
- ③ 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象に、様々な体験活動などを行う、公民館子ども教室（放課後子供教室）を引き続き実施します。
- ④ 放課後児童クラブが、公民館子ども教室（放課後子供教室）の実施予定などの情報を定期的に受け取り、参加の促進が図られる体制を確立します。
- ⑤ 教育委員会と児童家庭課が放課後子供教室及び放課後児童クラブとして活用可能な小学校の教室等の情報共有を図ります。

「放課後児童クラブ」の概要と実績						
就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。						
（児童家庭課）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	20か所	22か所	22か所	22か所	22か所	23か所
利用児童数	875人	948人	1,050人	1,081人	1,112人	-

「放課後児童クラブ」の目標事業量			
（児童家庭課）	平成25年度（実績）	平成26年度（見込）	平成31年度（目標）
実施箇所数	22か所	23か所	26か所

「放課後子供教室」（公民館子ども教室）の概要と実績						
放課後等に地域住民等の参画を得て、全ての児童を対象に学習や体験・交流活動などを公民館を利用して行います。						
（生涯学習課）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1か所	1か所	6か所	6か所	6か所	6か所
利用児童数	2,095人	2,138人	4,594人	4,664人	6,620人	—

「放課後子供教室」（公民館子ども教室）の目標事業量			
（生涯学習課）	平成25年度（実績）	平成26年度（見込）	平成31年度（目標）
実施箇所数	6か所	6か所	6か所

2. 母親クラブの充実

- ① 広報等により活動内容を周知するとともに、地域での活動を充実させ活性化を図っており、地域の親子を対象に各種教室や講座を開き、子育て支援に取り組む母親クラブに対し補助金を交付します。
- ② クラブ会員の児童健全育成の向上に関する研修を実施し、会員の質的向上を図ります。現在、複数団体が活動を実施しているが、補助金を交付している団体は1団体となっており、補助金等の必要性等についても周知徹底します。

「母親クラブ」の概要と実績						
児童の健全育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動を行います。						
（児童家庭課）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
利用児童数	92人	92人	92人	92人	92人	—

「母親クラブ」の目標事業量			
（児童家庭課）	平成25年度（実績）	平成26年度（見込）	平成31年度（目標）
実施箇所数	3か所	3か所	3か所

3. 児童館の設置及び活動内容の充実

- ① 南部・北部・西部児童館に、児童健全育成担当者や民生委員・児童委員、利用者、学校関係者による運営委員会を設け、地域社会の中で児童の健全な育成援助を行います。また年2回運営委員会を開催し、地域福祉活動の拠点としての運営等あり方を協議します。
- ② 乳幼児から中学生までが利用しやすく、地域の高齢者を含めた三世代が交流できる開放的な空間の実現に向け、活動内容の充実を図ります。また、地域住民の来館を積極的に受け入れ、交流会の場を設けます。
- ③ 地域児童の育成環境をより良くしていくため、社会的経験豊かな地域の人たちが持っている豊かな知恵や技術、遊びを子どもたちに伝授していただくボランティアを受け入れ、協力して事業を展開していきます。
- ④ 児童館が地区にない児童の為に、新しい施設の建設について候補地を検討し、早期実現を目指します。
- ⑤ 児童館まつりや館内外行事など、特色ある児童館づくりを目指します。

「児童館」の概要と実績						
子どもが遊びを通して、健康で心豊かに育つことを目指してつくられた施設。自由に遊んだり、自由に参加できる行事等をたくさん用意しています。						
(児童家庭課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
西部児童館	15,840人	12,596人	13,739人	12,058人	10,918人	-
南部児童館	12,538人	11,601人	10,925人	11,639人	10,102人	-
北部児童館	19,577人	18,804人	16,054人	14,119人	12,659人	-
光の園児童館	10,425人	11,013人	10,506人	9,847人	9,899人	-
合計	58,380人	54,014人	51,224人	47,663人	43,578人	-

「児童館の設置」の目標事業量			
(児童家庭課)	平成25年度(実績)	平成26年度(見込)	平成31年度(目標)
実施箇所数	4か所	4か所	5か所

4. 公民館等を活用した放課後や休日の子どもの居場所づくりの推進

- ① 休日や夏休み中に子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やさまざまな体験活動、交流活動等を実施することにより、心豊かで健やかに育む環境づくりを推進します。平成23年度から始まった地域教育力活性化事業では、中央公民館及び各地区公民館において水曜日の放課後や土曜日、夏休み中等にさまざまな内容の「公民館子ども教室」を開催しています。講座内容や事業数、参加者数いずれも年々充実、増加しており、今後も事業の継続を図ります。また、従来から実施している各公民館主催の子どもの講座の充実も図っていきます。

5. 世代間交流事業の推進

- ① 市内の中央公民館及び6地区公民館（北部・西部・中部・南部・朝日大平山・東山）で、その地域の高齢者、成人、子どもの三世代が共に学ぶことができる内容の体験活動を実施しています。今後も内容を工夫しながら三世代の交流の機会を提供し、毎年の行事として定着させ、参加者が楽しみにするような事業を増やしていきます。

6. 地域教育力の活用の推進

- ① 公民館職員がコーディネーターとなり、地域のボランティアによる様々な学校支援活動を実施することにより、地域住民が学校の現状をよく理解し、連携・協働して地域の子どもたちを育てていこうとする機運の醸成と推進を図ります。平成25年度には、市内の各小学校・中学校において年間106事業・延587日の学校支援が行われ、延2,341名の地域住民の方にボランティアとして参加していただきました。

7. 自然体験活動等の推進

- ① 「少年自然の家おじか」や公民館などにおける自然体験活動等、さまざまな体験活動を通して、自主性や社会性などの豊かな人間性を育みます。平成25年度は、ほとんどの主催事業において募集定員を超える応募があり、ニーズに応えることのできる事業になっていると思われますが、今後も各事業ごとの趣旨を明確にし、教育効果を高めていくよう活動の内容の充実を図ります。

8. 児童手当の支給

- ① 次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援することを目的として、児童手当を支給します。
- ② 未請求者の解消を図るとともに、制度の趣旨の普及と受給資格、受給方法等についての広報、窓口指導の徹底を図ります。

【基本目標】 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【施策目標】 ①子どもや母親等の健康の確保

②食育の推進

③思春期保健対策の充実

④小児医療の充実

『基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進』の充実を図るために、以下の4つの施策目標を掲げました。

「施策目標 ①子どもや母親等の健康の確保」について

【施策目標に対する現状と課題】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導等の充実が必要です。特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要です。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発等を進めることが必要です。さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、妊婦に対する相談の場の提供を行う必要があります。

別府市では、妊娠中から安心して過ごせるよう、妊産婦に対する相談事業として、産婦人科医・小児科医・保健師の連携による育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）を行っており、育児不安の軽減に成果をあげています。ハイリスクなケースに対しては、早期から育児支援を開始できるように努めます。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 妊婦の健康確保・増進

- ① 安全・安心な出産のため、妊婦健診の受診勧奨に努めます。また、母子健康手帳の交付時に、妊婦健診受診票の使い方を説明し、受診勧奨に努めています。

- ② 母子健康手帳の交付時に、マタニティマークの周知を図り、妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。

（参考） 内閣府が2014年9月13日に発表した「母子保健に関する世論調査」によると、妊婦が身に付けて周囲に知らせる「マタニティマーク」を男性の6割近くが知らないことが分かりました。公共交通機関などで妊婦への配慮を促すために導入されたマタニティマークについて、「言葉のみ」も含め「知っている」と答えたのは、女性63.8%に対し、男性は41.4%。60歳以上は男女でも半数に満たなかったとの結果でした。



マタニティマーク

2. 子育て支援ネットワークの充実

- ① 大分県（行政）や、東部保健所及び市内産婦人科、小児科、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを形成し、保健・医療・福祉が一体となって、子育て家庭に対するきめ細かな情報提供やサービスを充実させます。また教育機関との連携も深められるよう努めます。

3. 育児不安軽減のための支援の充実

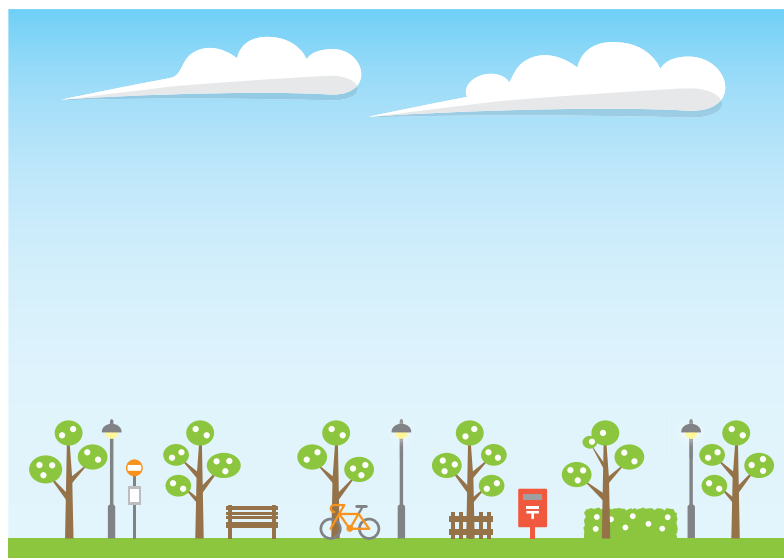
- ① 子どもや母親の健康を確保し、育児に対する正しい知識の普及や、相談ができる「育児相談」「栄養相談」「子育て電話相談」などの機会を提供し、必要に応じて家庭訪問を実施します。現在、育児相談会は毎月1回実施し、平成25年度相談者数は延588人でした。保健師・栄養士に加え、歯科衛生士による相談も実施しています。
- ② 産婦人科医、小児科医、保健師が連携し、妊婦が妊娠中から産後早期に育児に対しての不安を相談できる体制の周知・活用を行い、育児不安の軽減を図ります。現在は、育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）を実施し、産科・小児科・行政が妊娠中から継続して関わることで、育児に対する不安の軽減を図っています。また、ハイリスクなケースに対しては、早期から育児支援を行います。
- ③ 子どもの発達や育児不安に対し「こどもの発達相談会」を実施し、医師、言語聴覚士、保育士、作業療法士、心理職などの専門家による相談により、母親の育児不安の軽減、子どもの早期療育開始に努めていきます。「親子あそびの教室」は、発達の遅れが疑われる子どもと、子どもとの関わりに悩む保護者を対象として実施します。

- ④ 生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しており、乳児の発育発達と産婦の心身の健康状態の把握を行うとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報提供も併せて行います。

「育児相談会」の概要と実績					
育児に関する正しい知識の普及と育児不安の軽減を図るために、育児相談会等を行います。					
(健康づくり推進課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	802件	687件	694件	779件	588件

「発達相談会」の概要と実績					
子どもの発達の遅れなどの悩みに対し、専門家による「こどもの発達相談会」を実施します。					
(健康づくり推進課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	83件	108件	96件	143件	131件

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の概要と実績					
生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や相談を行います。					
(健康づくり推進課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問延件数	843件	942件	890件	832件	882件



4. 乳幼児健康診査及び予防接種体制の整備

- ① すべての乳幼児が健診及び予防接種を受診・接種できるように、また安心感の得られる健診をより一層目指します。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の際、健診や予防接種事業について説明を行います。また、健診未受診者への受診勧奨や予防接種未接種者への接種勧奨の訪問、電話、通知を実施しています。転入の方には窓口に来所してもらい、母子保健サービスの情報提供を行います。
- ② 一貫した保健サービスを充実させるため、個人の健康診査受診状況等をデータベース化する健康管理システムを導入しました。業務の簡素化に繋げ、さらなる保健サービスの充実に努めます。

「乳幼児健康診査」の概要と実績					
乳幼児の成長・発達に重要な月齢に健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、保健指導や相談を通じて育児支援を行います。					
(健康づくり推進課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4か月健診受診率	90.6%	91.5%	91.9%	92.2%	95.0%
1歳6か月健診受診率	86.5%	87.4%	88.8%	91.6%	97.6%
3歳児健診受診率	81.5%	84.5%	85.6%	85.1%	96.1%

5. 保健センターの活用

- ① すべての市民の健康づくりの拠点として、平成22年12月に開設しました。健康相談や育児相談、情報が取得できる場として活用できる保健センターを目指します。
- ② 夜間こども診療、口腔保健センターを併設しましたので、センターの利便性の向上に努めます。

6. かかりつけ医の普及・啓発

- ① 保護者がかかりつけ医を選ぶ際の参考とするため、小児科マップ（外国語版有）を作成し、必要時配布しています。また、家庭訪問や乳幼児健診、育児相談会等の機会にかかりつけ医を確認し、いない場合はその必要性を説明します。
- ② 育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）を実施し、早期から、小児科医による育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、かかりつけ医の確保を図るよう努めます。

7. 子ども医療費の助成

- ① 乳幼児の健康維持と経済的負担の軽減を目的として、小学校就学前児童の通院、入院、歯科、調剤での医療費及び小・中学生の入院の医療費を助成します。
- ② 限度額適用認定証を利用することで、限度額を超える部分の支払いがなくなり経済的負担が軽減されるため、その利用の周知を図ります。

8. 不妊治療費の助成

- ① 不妊治療を受けている夫婦に治療費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。不妊治療は医療保険適用外の高額な治療費がかかり、不妊に悩む夫婦に対して経済的及び精神的負担が大きく、負担軽減を図るため支援が必要です。また、不妊治療助成件数が年々増加傾向となっており、そのための財源確保に努めます。

9. 育成医療費の助成

- ① 身体上の障がい・疾病を放置したら将来、障がいが残ると認められる児童に対する治療費を助成します。平成25年度の実支給認定者は28人でした。

10. 母子健康手帳の交付

- ① 保健センター窓口で、保健師が母子健康手帳の交付と妊娠・出産に伴う事柄の相談に対応することで、要支援妊（産）婦の把握を行い、早期支援を行います。
- ② 安心して出産を迎えられるよう、妊娠中の健康管理や育児に関するリーフレットの配布・説明を行います。

「母子健康手帳交付」の概要と実績					
妊娠の届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。					
(健康づくり推進課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付件数	983件	1,021件	966件	953件	906件

「施策目標 ②食育の推進」について

【施策目標に対する現状と課題】

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が、子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、平成17年6月に成立した「食育基本法」や「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や、情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や、子ども参加型の取り組みを進めることが必要です。また、低出生体重児の増加等を踏まえ、妊産婦等を対象とした食に関する情報提供を行い、「食育」の推進を図ります。

※食育基本法：内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/>）でご覧いただけます。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 食事の楽しさや大切さの普及・啓発活動の充実

- ① 乳幼児健診や育児相談において、管理栄養士を配置し規則正しい食生活や栄養バランスの大切さ等を学ぶ機会を充実させ、正しい食習慣の定着を図ります。また、7～11か月児の保護者を対象に離乳食講習会を開催します。
- ② 保育所生活を通して、幼児期から食に対して正しい知識を身につけることができる場を提供するほか、保護者を対象に調理教室、試食会を実施します。また、地域子育て支援拠点施設等において、乳幼児をもつ親子を対象に栄養士による離乳食教室等を実施します。平成25年度は、「食育基本法」を踏まえて保育の一環として食育を位置づけ年間計画を立て、施設長、保育士、調理員、栄養士、全職員が協力し、野菜の栽培やクッキング、行事食等への取り組みを全園で実施しました。

引き続き、保護者を対象に保育所給食への理解が深まり、子どもと一緒に食べることに喜びが持てるよう試食会を実施します。また、子育て支援センターでは、管理栄養士による離乳食教室や栄養講話も実施します。
- ③ 保育所では、食物アレルギーの児童に対する除去食・代替食を実施し、指導・助言を行うとともに情報提供に努めます。また、嘱託医やかかりつけ医の指導、指示を受けながら除去食・代替食を提供します。

- ④ すべての小学校に栄養士を配置し、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、夏季休業中に朝食づくり等の調理実習を行い、食に対する意識の向上を目指します。現在、単独調理場（１４小学校）には、栄養士（非常勤含む）及び正規調理員が配置されています。栄養士は、別府市教育研究会の「食育部会」及び別府教育事務所管内食育研究会に属し、組織内での研修や研究を積み、児童生徒及び家庭への食育活動に努めています。

また、夏休みに各小学校で調理教室を開催したり、「食育戦隊タベルンジャー」が保育所を訪問し、食育活動を行います。

- ⑤ 健康増進計画・食育推進計画「湯のまち別府健康２１」の「食べる」（食育）の分野における事業の推進に努めます。

～食事バランスガイドとは～

一日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをあらわしているのが「食事バランスガイド」です。この「食事バランスガイド」のコマのイラストをよく見てみましょう。

「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」の５つのグループをまんべんなく、コマの形になるように（上の方にあるグループほどしっかり）食べると、バランスがとれる食事になることがわかります。



資料：農林水産省ホームページ

「施策目標 ③思春期保健対策の充実」について

【施策目標に対する現状と課題】

全国的に思春期における性行動が変化しており、10代の人工妊娠中絶の実施や性感染症が増加しています。薬物乱用、喫煙・飲酒の増加等の傾向が見られ、思春期の健康がむしばまれています。不登校、ひきこもり、思春期やせ症をはじめとする思春期特有の心の問題が顕在化してきています。こうした中、別府市では思春期の保健対策の一つとして、たばこやアルコール、薬物等の害から体を守り、健康な生活を送ることができるように、関係機関の事業を活用しながら市内の全公立中学校で、学年の実態や生徒の発達段階等に応じて飲酒、喫煙、薬物等が身体に及ぼす害についての授業を開催します。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. たばこ・アルコールの害から体を守る活動の推進

- ① 家族の喫煙・飲酒などの家庭環境が、子どもが思春期に達した時に、その子どもの喫煙・飲酒に大きな影響を与えることから、母子健康手帳交付、ペリネイタルビジット事業、こんにちは赤ちゃん訪問等の場（妊娠期～産後期を特に重点的に）で、喫煙と飲酒の危険性について啓発を行います。
- ② ケーブルテレビや市報等を活用し、喫煙が体に及ぼす害についての啓発を行います。
- ③ 分煙の徹底を推進します。

2. たばこ・アルコール・薬物等の防止教室の実施

- ① たばこやアルコール、薬物等が身体に及ぼす害について、正しい知識の普及と将来においての意思決定能力を養うため、小・中学校の児童生徒を対象に学校薬剤師、警察、東部保健所の職員等に講師を依頼し、講演会を行っています。
また、県主催の研修会に教職員を派遣し、児童生徒への指導の充実を今後も図ります。

3. 保健教育の推進

- ① 思春期の子どもに、妊娠に関することや性感染症の問題など、各年齢に応じた保健教育・性教育を実施します。現在は、中学校3年生を対象にエイズのパンフレットの配布を行っています。

「施策目標 ④小児医療の充実」について

【施策目標に対する現状と課題】

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤として、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療については、県、近隣の市町及び関係機関との連携の下、積極的に取り組む必要があります。

また、夜間については、365日19時から23時までの診療を行う「夜間こども診療」を開設し、平成18年度より、夜間こども薬局も開設しました。休日の日中は当番医による診療体制を整えています。しかし、深夜については診療体制が十分とは言えません。

実態調査の自由意見でも、夜間の緊急時に医療機関が見つからず困ったという意見があり、深夜についても必要な医療が受けられ、安心して子育てができる医療体制が必要です。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 休日・夜間の診療体制の整備

① 現在は日曜・祝日の9時から17時まで「在宅当番医制」、年間を通じ19時から23時までは「夜間こども診療」、また入院や手術が必要な小児患者には、小児第二次救急医療を実施しています。引き続き、体制の整備に努めます。

② 看護師等が休日・夜間に、子どもの病気に関する電話相談に応じ、応急処置についての助言や、対応可能な最寄りの小児医療機関等の紹介をする「大分県こども救急電話相談事業」について周知を図り、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

また、赤ちゃん訪問、育児相談や乳幼児健診にて配布する「子育て応援カレンダー」に情報を掲載し、周知に努めます。

「夜間こども診療」の概要と実績					
安心して子育てすることのできる医療体制づくりの推進のため、乳児から中学生までの夜間の急病の診察を「夜間こども診療」で行います。					
(健康づくり推進課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診者数	3,554人	3,618人	4,033人	3,843人	3,819人

2. 事故防止意識向上のための機会の充実

- ① ケーブルテレビや市報で、乳幼児の事故予防について周知・啓発に取り組みます。

現在は、ホームページへの掲載や生後4か月までの全戸訪問の際、小児救急ハンドブックを配布し、救急時の対応について知識の普及を図っています。また、子育て世帯を対象としたメール配信サービス（担当課：児童家庭課）において、事故防止の内容も含めた情報提供を行っています。

— 急な病気やけがのときは、下記にお問い合わせください —

『休日当番医』	
休日の急病の際に対応できるように、当番医を設けています。 毎月の市報、別府市公式ホームページに掲載しています。	
診療時間	9:00～17:00
問合先	健康づくり推進課
	☎ 21-1117

『休日の歯の急患』	
別府口腔保健センターにて、土日・祝日の急病に対応しています。	
受付時間	(土) 13:00～16:30 (日・祝日) 9:00～16:30 ※11:30～13:00は除く
場 所	別府口腔保健センター (別府市保健センター内)
	☎ 21-5657

『夜間こども診療』	
乳幼児から中学生までのお子さんが、夜間急病の際に対応しています。	
診療日	毎日(日・祝日含む)
診療時間	19:00～23:00 ※受付は22:30まで
対象者	乳幼児から中学生まで
場 所	別府市保健センター内
問合先	別府市医師会
	☎ 26-4000

※「夜間こども薬局」も併設しています。

『大分県こども救急医療電話相談』	
小児科専門医療機関の看護師が、急な病気や事故に関する相談にお答えします。なお、電話による診断・治療はできません。	
相談時間	(平日) 19:00～翌朝8:00 (日・祝日) 9:00～17:00 19:00～翌朝8:00
問合先	☎ 097-503-8822

『おおいた医療情報ほっとネット』	
医療機関・小児科・休日当番医・薬局などの情報を提供しています。	
ホームページ	http://iryo-joho.pref.oita.jp/
	※県庁ホームページの「お役立ち情報」からも入れます。

【基本目標】3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【施策目標】①次代の親の育成

②子どもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進

③幼稚園教育の充実

④家庭や地域の教育力の向上

⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進

⑥不登校等児童生徒に対する取組の充実

⑦スポーツ・文化活動を通じた健全育成

⑧児童生徒における国際理解の推進

『基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備』の充実を図るために、以下の8つの施策目標を掲げました。

「施策目標 ①次代の親の育成」について

【施策目標に対する現状と課題】

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進することが必要です。また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが大切です。

特に、中学生、高校生等が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取り組みを推進することが必要です。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進

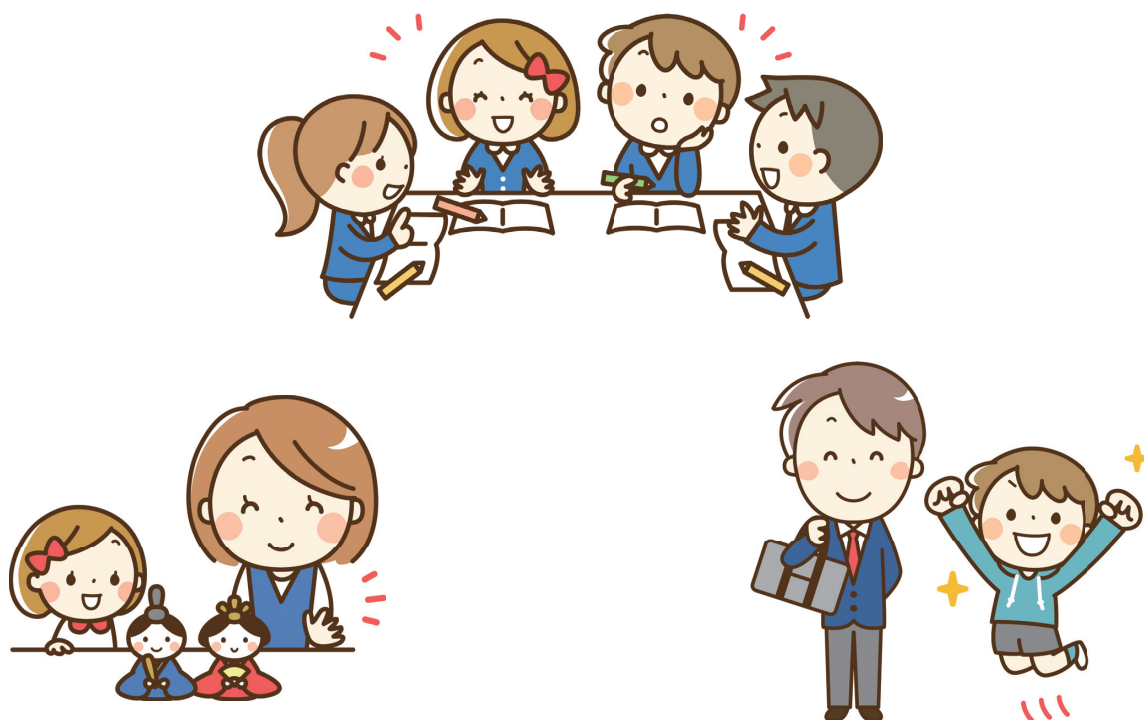
- ① 児童生徒が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもの命の大切さを理解できるようにするために、学校の家庭科や保健・体育などの教科学習、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、家族の意義や家庭に対する情意面の醸成に資する学習活動に取り組みます。

2. 中学生等が乳幼児と触れ合う機会の拡充

- ① 公立中学校で行う職場体験学習などを通し、子育ての意義や大切さを理解できるよう学校と地域にある保育所や幼稚園の乳幼児と触れ合う学習活動に取り組みます。今後は、受入可能な保育所、幼稚園を確保するよう努め、職場体験学習への意欲と目的意識を高める事前学習と、学んだことを振り返ったり、交流したりする事後学習の一層の充実を図ります。

3. 若年者の不安定な就労（フリーター）増加等に対する、進路指導の充実を図るための職業意識の啓発や職業体験などの実施

- ① 進路指導の一環として、職場体験学習等を実施し、実際に働いている人々の生き方にふれる場を設け、社会における大人の責任や役割等から、自分が大人・親になった時の姿を意識できるようにします。公立中学校において3日間の職場体験学習を実施する等、キャリア教育の充実を図ります。



「施策目標 ②子どもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進」について

【施策目標に対する現状と課題】

別府市では、子どもに「生きる力」を育むために、「生きる力を育む幼稚園・学校教育の充実」という指導方針を策定しています。各学校（園）では、幼児・児童・生徒に対し、学習面や生活面における様々な指導・支援を行っています。

そうした取り組みの効果を十分なものとし、子どもたちの有意義な学校生活と健全な成長を保障するためには、前提として教育環境の整備が重要です。子どもたちの教育環境としては、まず、教員とのかかわりが挙げられます。直接子どもたちの教育にあたる教員の指導力は、教育の質を左右する非常に重要な教育環境であるといえます。子どもたちの学習意欲を的確に引き出すとともに、社会の変化に伴い出現する様々な教育課題に対応できる実践的な指導力を一層向上させることが必要です。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 開かれた学校（園）づくり

- ① 学校（園）の教育活動及び学習・生活面に関する子どもの現状を積極的に情報提供するとともに、授業（保育）公開を継続して行います。

平成25年度は、公立幼稚園、小・中学校「公開旬間」を10月16日(水)から11月9日(土)まで行い、延べ4,559名の保護者及び地域住民等に参観していただきました。

- ② 学校運営協議会（学校評価委員会、学力向上会議を含む）を開催し、保護者や地域と協働して学校の教育活動の充実を図ります。

平成28年度市内全小・中学校（1園を含む）をコミュニティ・スクールに指定するため、平成25年度から段階的に調査研究に取り組んでいます。その中で、別府市学力調査や大分県学力定着状況調査、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、子どもの学力について、保護者や地域の方々からの意見を取り入れて教育活動の充実に努めます。

- ③ 市・県及び全国の学力調査の結果を公表するとともに、改善計画の加筆修正をするよう指導します。

2. 特色ある学校（園）づくり

- ① 創意を生かした特色ある学校（園）づくりを目指した運営方針を明確にします。
- ② 地域の実態に応じた教育活動として「総合的な学習の時間」を中心に、体験的・問題解決的な教育活動を実施し、特色ある学校（園）づくりに取り組みます。平成25年度は、各校（園）で、地域の方、留学生、専門家等を招聘し、運営方針に則った取り組みを行うことができました。また、県や市の事業を活用して、子どもたちに多くの体験をさせることができました。

「特色ある学校（園）づくり」の概要と実績						
自然体験活動やボランティア活動などを実施し、学校（園）の伝統的な文化や校風の特色づくりを行います。						
（学校教育課）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	38校園	38校園	38校園	38校園	38校園	38校園

3. 教師の授業力の向上

- ① 研究主任研修会をはじめ各種研修会を開催し、今日的教育課題の解決や指導力の向上を図ります。平成25年度は2回の研究主任研修会を開催し、「確かな学力の定着」に向けて、授業力向上のための研修を行いました。
- ② 教職員全員が1年に最低1回以上は授業を公開し、授業力の向上を図ります。さらに、各教科等研究部会を計画的に実施し、専門教科の授業力の向上を図ります。また、教職員全員を対象に、年間3回の別府市教育課程研究協議会を開催し、授業力の向上について協議します。

現在は、各学校において互見授業が定着しつつあり、教職員の授業公開は積極的になってきています。

4. 学力の基礎・基本の定着の推進

- ① 別府市学力調査（小学校3～6年、中学校1～2年）、大分県学力定着状況調査（小学校5年生と中学校2年生）及び全国学力・学習状況調査（小学校6年生と中学校3年生）を活用し、児童生徒の学力等の実態を把握することで、別府市学力向上計画及び指導法の改善を図ります。

また、これまでに得た情報から児童生徒が苦手とする分野や求められる能力を把握し、「別府市学力向上計画」に組み込みます。

5. 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育課程の整備

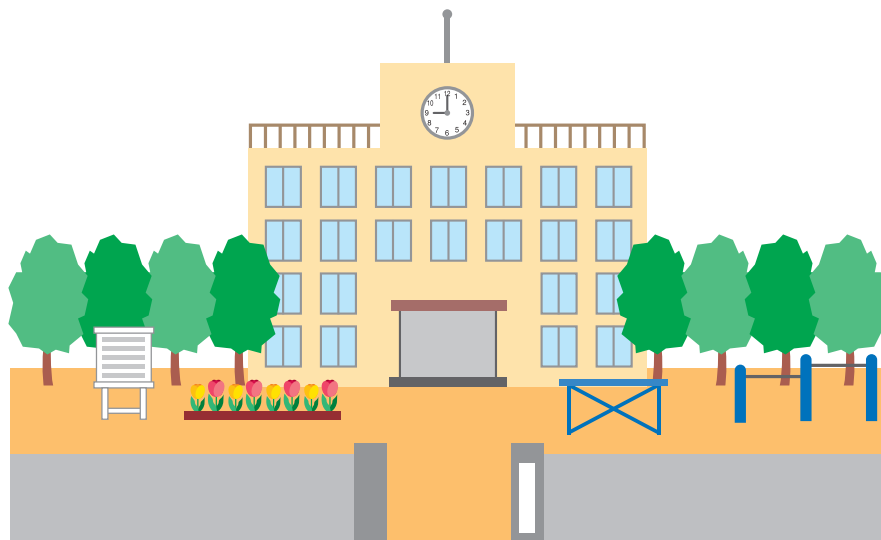
- ① 「生きる力」を育む学校（園）の教育構想の確立のために「学校教育指導方針」を作成し、それに基づき教科指導や教育システムの充実に向けて指導助言をします。

平成25年度には「学校教育指導方針」のなかで、特に PDCA サイクルの確立に重点的に取り組むことで、「生きる力」を育む学校（園）の教育構想の確立を図りました。年度が変わっても児童生徒の状況やそれまでの取り組みが確実に伝達され、PDCA サイクルが定着するよう指導します。

6. 就学指導の充実

- ① 別府市就学相談会や別府市教育支援委員会（平成25年度に「別府市障がい児適正就学指導委員会」を「別府市教育支援委員会」に改名）を実施し、障がいのある子どもたちの就学や家庭での教育に関する支援及び相談を行います。

また、就学後もその子どもにとってより良い教育環境となるよう、定期的に校内就学指導委員会を開催します。これに加え子どもの状態や保護者の意向を受け、適宜開催し、適切な学習環境を提供します。



「施策目標 ③幼稚園教育の充実」について

【施策目標に対する現状と課題】

少子化、核家族化の進行、女性の社会参加の機会拡大など、社会情勢の変化は、就学前の子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を与えています。幼稚園教育は、教師と幼児との信頼関係を築き、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであります。幼稚園、家庭、地域社会は、その幼児期の成長を支えるために重要な役割を果たしており、それぞれが連携していくことが必要です。幼稚園においては、特別支援教育専任教員やいきいきプラン支援員の配置を行うなど、就学前教育としての指導体制の充実と地域の子育て支援センター的役割を担い、教育相談体制などの充実に努めます。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 幼稚園の保育制度等の充実

- ① 就労形態が多様化する中、保護者が安心して働くことのできる環境を作るため、幼稚園の預かり保育をさらに充実します。現在、『放課後児童クラブ』の受け入れ状況を確認しながら、園児の教育時間終了後の安全と、保護者が安心して働ける環境作りに取り組んでいます。子ども・子育て支援新制度では、小学6年生まで『放課後児童クラブ』に入所できるシステムになり、受け入れる児童数の増加が見込まれるので、保育の量が低下しないように努めます。

「幼稚園の預かり保育」の概要と実績						
公立幼稚園で保育時間終了後15時までの1時間預かり保育を実施しています。私立幼稚園では、各園の状況に応じて預かり保育を実施しています。						
(学校教育課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立幼稚園	15園	15園	15園	15園	15園	15園
私立幼稚園	7園	7園	7園	7園	7園	7園

2. 幼稚園・保育所・小学校の連携

- ① 幼稚園教育から小学校教育の円滑な接続ができるよう、各幼稚園の園児が入学する小学校と連携を図り、子どもの成長や発達に応じた教育内容についての研修や理解を深めるとともに、日常的に各小学校と連携を図ります。
- ② 別府市幼保小連携推進協議会にて、保育所（園）、幼稚園、小学校の関係者が保育や教育の内容について共通理解を図ります。

3. 幼稚園教諭等の資質向上

- ① 園内研修会、ブロック研修会、研究主任会を実施し、豊かな心情・意欲・態度を培う幼児教育の充実に努めるとともに、教職員の資質向上を図ります。現在も、各種研修会で資質向上に取り組んでいます。

各園の教職員の年齢構成や人数の違いから、各園における研修を深め充実させていくことに難しさがあるため、それぞれの研修会の一層の充実に努めます。

4. 地域との連携

- ① 保育所や幼稚園に通っていない地域の親子に園庭を開放し、あそびの場の提供や幼稚園児との交流を今後も図ります。現在、地域の子育て支援のセンター的役割を担うため、施設開放や「小さいお友だちの日」を設定しています。また、地域の方々との交流ができる機会を設け、触れ合いを通した心の交流を行います。

- ② 老人施設の訪問や老人会との交流（七夕飾りづくり、ふれあい運動会、昔のあそび体験）の機会を設け、希薄になりつつある地域での世代間交流を実施します。

- ③ 幼稚園児と地域の子どもたちが交流するために、夏祭りや運動会などの参加の機会を設け、触れ合いの場を提供します。

5. 保育に伴う経済的負担の軽減

- ① 公立幼稚園15園に通う園児の保護者に対して、所得状況に応じた保育料の軽減を行います。子ども・子育て支援新制度施行に伴い、公立幼稚園就園奨励費の制度は継続しませんが、応能負担による公定価格により減免等を検討します。

- ② 子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園の保護者に対しては、応能負担による公定価格により、所得状況等に応じた保育料になります。子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の設置者が徴収する入園料及び保育料を減免する場合は、これまで通り私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。

「施策目標 ④家庭や地域の教育力の向上」について

【施策目標に対する現状と課題】

天然資源に恵まれない我が国においては、人材こそが資源であることを再認識し、「子どもは社会の宝、国の宝」であるという考えに基づき、学校や地域、家庭など社会全体で新しい時代を切り開く、心豊かでたくましい人材を守り育てていくことが重要です。しかし、教育の現状に目を向けると、教育に対する信頼が揺らぎ、大きな課題に直面している状況が見受けられます。

学校におけるいじめや不登校の問題に加え、学校外においても、これまででは考えられなかったような青少年による凶悪な犯罪が続発しています。また、本来、教育の原点である家庭において、児童虐待などの様々な問題が発生しています。

こうした問題の背景として、少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。さらには、子どもたちの学習意欲の低下や、基本的な生活習慣が身に付いていないこと、自然体験等の体験活動や読書活動の不足、学力や体力、コミュニケーション能力の低下などの子どもたちにかかわる課題も挙げられています。今後、こうした社会的な課題や子どもにかかわる様々な憂慮すべき現状を直視し、学校、地域、家庭を含めた社会全体で、課題解決に向けた取り組みをより一層推進していくことが求められています。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 別府市生涯学習フェスティバル

- ① 公民館やサザンクロスで生涯学習フェスティバルとして公民館祭、公民館文化祭（幼児から高齢者までの作品展示や舞台発表等）を行い、生涯学習の振興を図ります。

2. 別府市青少年育成市民会議リーダー研修会の開催

- ① 青少年育成に係る団体（校区青少年育成協議会等）の指導者と市内の小・中学校の教職員が、子どもの健全育成のための地域活動の活性化を目的に合同研修会を行っています。平成25年度は、各校（地）区より推薦された「別府っ子育成推進委員」を中心に地域の青少年健全育成に関わる団体の指導者、市内小中学校の教職員等、計41名の参加がありました。

3. 家庭教育の支援

- ① 0歳児から幼児の保護者を対象にした「にこにこ子育て学級」、幼児から小学生の保護者を対象にした「家庭教育チャレンジ学級」、小学校高学年から中学生の保護者を対象にした「思春期子育て学級」を開催し、子育ての学習機会を提供しています。

また、1年に1回一般市民の参加出来る社会教育活動総合事業「合同研修会」を実施しており、特に平成25年以降は、家庭教育に関わる内容をテーマに、著名な講師を招聘しています。今後もこのような機会を通じ、より多くの市民に対し、家庭教育への理解浸透を図っていきます。

「施策目標 ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進」について

【施策目標に対する現状と課題】

スマートフォンの普及、Wi-Fi環境やインターネット環境の整備に伴い、いつでもどこでも誰でもインターネットに接続できるようになりました。

インターネットは、情報ツール、教育、子どもの問題解決能力の育成、エンターテインメント等として活用できる反面、有害サイト、犯罪、虚偽情報、個人情報、著作権、悪徳商法、迷惑メール、不正アクセス、身体的・心理的悪影響など、様々な問題に子どもたちが巻き込まれる危険性も高く、新たな社会問題へと繋がっています。

また、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然として子どもの身近なところにあり、非行、犯罪の助長など健全な成長を阻害する要因となっています。

別府市でも、家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年にかかわる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携を図りながら、子どもが健全に育つ環境の整備を行っていくことが必要です。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 有害図書等の区分陳列及び表示図書等の自主規制の推進

- ① 総合教育センター補導員協議会を中心に、書店・ビデオ店等への有害図書等の区分陳列や表示図書等の自主規制について注視していく取り組みを継続します。

2. 有害図書等の自動販売機の新規設置の有無の注視継続

- ① 有害図書等の自動販売機について、新規設置されないように、総合教育センター補導員協議会や校（地）区青少年育成協議会と連携しながら見回り活動に取り組んでいます。平成23年4月以来、有害図書の自動販売機の設置は確認されていません。

3. インターネットによる有害情報へのアクセス防止

- ① 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、各学校や別府警察署と連携し、有害情報へのアクセス防止のための防犯教室（フィルタリング機能やインターネットの利用方法等）を開催し、児童生徒、保護者への啓発を継続して行います。また、インターネットに関わるトラブルが毎年報告されている状況の中で、アンケート等で実態を把握しながら、子どもたち自身に問題点を考えさせる防犯教室の開催を検討します。

4. 酒類・たばこ等関係業者への販売にかかわる整備

- ① 各学校や別府警察署と連携し、酒類・たばこの販売事業者への関係条例の遵守や自動販売機に関する自主規制の啓発を継続して行います。



「施策目標 ⑥不登校等児童生徒に対する取組の充実」について

【施策目標に対する現状と課題】

不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、心理的、情緒的、身体的、社会的要因背景により、登校したくない、したくてもできない状況にあることをいいます。そのような状況の不登校等の児童生徒には、スクールカウンセラー配置事業(県)や教員研修等により、教育相談を担当する教員を中心に、学校が組織的に対応できるようになってきましたが、引きこもり等の児童生徒への対応や別室指導による個別の支援を一層充実する必要があります。

別府市では、取り組みの柱として、不登校を生み出さない学校づくりのための校内の指導・支援体制づくりの充実や、不登校の早期発見・早期対応の充実及び適応指導教室「ふれあいルーム」での支援を通じた、不登校児童生徒の学校復帰並びに社会的な自立に向けた支援の充実を行います。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 校内の指導・支援体制づくりの充実

① 平成25年度は、不登校等担当者会議年2回、小学校生活指導主任会年3回、中学校生徒指導主事会年13回、県配置のスクールカウンセラーとの連絡会議年1回開催しました。各学校の担当者が集まり、市内の不登校児童生徒の実態を把握するとともに、児童生徒や保護者の思いを十分に聴くこと、校内で月1回のケース会議を実施することなど、各学校での指導・支援体制づくりのあり方についての研修を実施しました。引き続き各会議や研修会を実施して、効果的な取り組みを探ります。さらに各学校で校内研修会を実施して、不登校児童生徒に対しての校内の指導・支援体制づくりに努めます。

② 指導主事や教育相談員（臨床心理士）による巡回相談を小・中学校で実施し、相談体制の充実を図り、不登校の早期発見・早期対応に努めます。

平成25年度は、夏季休業中を中心に不登校問題に関する学校巡回相談を50回実施しました。気になる児童生徒の事例をもとにケース会議を行い、教職員と専門の相談員等による校内の相談体制づくりを整備します。

2. 不登校児童生徒の早期発見・早期対応

- ① 月3日以上欠席のある児童生徒の実態把握と状況分析を行い、学校と連携して不登校児童生徒の早期発見・早期対応に努めます。また、県により配置された不登校対策コーディネーターを活用し、各種会議・研修会等において不登校児童生徒の未然防止、支援の在り方等を各学校に還元する取り組みを行います。
- ② 中学校第1学年における不登校生徒の未然防止及び早期発見・早期対応を目的に「小中連携個票」を作成します。
- ③ 7名のスクールサポーターを市内の全小中学校に派遣し、臨床心理士の専門性をいかした教育相談や心理検査等を実施し、児童生徒の人間関係づくりや不登校傾向の児童生徒への支援に努めます。

「不登校児童生徒数」状況					
(学校教育課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	24人	22人	17人	11人	24人
中学校	109人	93人	68人	82人	103人

3. 不登校児童生徒への支援

- ① 「ふれあいルーム」で個に応じた学習支援や体験活動等の実施、学校関係者の「ふれあいルーム」訪問等を通じ、より学校と連携した「ふれあいルーム」の運営を行うことで、入級児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。
- ② 小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールサポーターや総合教育センターと協力して、校内における専門的な教育相談活動を行います。

「ふれあいルーム」の紹介・・・

別府市総合教育センターでは、学校に行きたくてもなかなか行くことのできない不登校傾向の子どもたちを対象に「ふれあいルーム」を運営しています。

「ふれあいルーム」では、自主活動や体験学習を取り入れた集団活動、カウンセリングなどを通して、集団への適応力を高め、集団（学校）への復帰を支援しています。

「ふれあいルーム」の方針・・・

- ・子どもたちの心の居場所を保障します。
- ・「主体的な活動」を通じ、自立を支援します。
- ・集団活動の楽しさを味あわせ、集団への適応力を高めます。
- ・カウンセリングを行い、自分自身を見つめ直すとともに自我の確立が図れるように支援します。
- ・学校・家庭・専門機関との連携をはかり、集団（学校）への復帰を支援します。

「施策目標 ⑦スポーツ・文化活動を通した健全育成」について

【施策目標に対する現状と課題】

平成23年6月に50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利である」と定められています。幼児期から高齢期まで各ライフステージにおいて、適性及び健康状態に応じてスポーツを行うことは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。別府市でのスポーツに係る取り組みとしては、別府市中学校体育連盟に対して市内大会の運営及び県大会・九州大会・全国大会への出場費の補助をしています。生徒減少に伴う教師の配置数の減少と運動部活動種目の増加により指導者不足が課題となっています。そのため、市内中学校へ外部指導者を派遣し、競技力・指導力の向上を図ります。

一方、芸術や文化活動も、子どもが心身ともに健やかに成長していくために必要です。子どもたちが素晴らしい文化にふれる機会があれば、心豊かに生活することができ、潤いとうとりがもたらされることが期待できます。また、別府市には市民交響楽団があり、演奏会や学校訪問演奏会を行っています。今後もさまざまな機会を通じて、子どもの情操や社会性を育てる活動を推進していくことが大切です。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 中学校体育連盟補助事業の推進

- ① スポーツ活動を通して中学生の健全な育成を目指す中学校体育連盟（市内公立中学校8校と私立中学校、特別支援学校各1校が加盟）に対して、大会運営費や大会出場費を補助します。

2. 中学校運動部活動外部指導者派遣事業の推進

- ① 市内8校の公立中学校に対して指導者不足を補うため、外部指導者を派遣します。しかしながら、現状は、各学校が外部指導者に対して直接依頼をしており、教育委員会として指導者登録バンクの情報を提供し、現況を把握しているが、今後はさらに積極的な関与の必要性があります。

3. キッズスポーツ体験教室の実施と啓発

- ① 児童の体力・運動能力の向上を目指し、身体を動かす楽しさが体感できるよう、陸上教室や体操教室等のスポーツ体験教室を実施します。今後も児童が継続的に運動に親しむ習慣を確立するために、キッズスポーツ体験教室を奨励します。課題である募集方法については、募集チラシを各小学校全児童に対し、一人一枚配布し啓発に努めます。

4. 芸術・文化活動の推進

- ① 別府市民交響楽団演奏会をはじめ、音楽・美術・伝統芸能などを通し、子どもの情操教育の活動を推進します。年2回の演奏会（別府市民交響楽団）を実施します。
- ② 文化財愛護少年団を支援するとともに、文化財保護の啓発活動により、子どもたちの健全育成と文化財愛護精神の高揚に努めます。
- ③ 文化活動育成事業を補助します。また、市報により広報に努めます。

「施策目標 ⑧児童生徒における国際理解の推進」について

【施策目標に対する現状と課題】

別府市は、2013年5月1日現在における、人口に対する留学生居住者の比率が全国の自治体の中でトップとなっています。市内在住の留学生は、2,775人で人口（121,551人）に占める割合は2.28%となっています。

こうした中、外国人と市民が国籍と文化の違いを超えて、お互いが理解しあえる共生のまちとして発展していくためには、子どもの時から異なる文化や価値観に触れることにより、自らの個性を伸ばし、国際感覚を養う必要があります。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 幼児・児童生徒における国際理解の推進

- ① 留学生を各小・中学校に講師として派遣し、外国の文化や習慣に直接触れることにより異文化の理解を深め、外国人との相互理解及び国際交流の推進を図ります。今後は、留学生を講師とした理解教室を開催し、各国の文化、風習、留学生個々の考え方等に触れる多文化体験を通して、子どもたちの異文化理解を深めるとともに、将来のグローバル化を推進します。

【基本目標】 4 子育てを支援する生活環境の整備

【施策目標】 ①安心して外出できる道路交通環境の整備

『基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備』の充実を図るために、以下の施策目標を掲げました。

「施策目標 ①安心して外出できる道路交通環境の整備」について

【施策目標に対する現状と課題】

子育て家庭が安全・安心に生活できるためには、子どもの視点、子ども連れの視点に立った道路交通環境の整備が必要です。別府市では、カーブミラーや区画線、ガードレール等の交通安全施設を設置するなど、道路交通環境の整備を通じて交通事故の防止に努めてきました。本事業計画策定にあたって実施したニーズ調査の自由意見において、「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」という回答がありました。今後も引き続き、道路交通環境の向上に努め、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 子ども連れで安全・安心に通行することができる道路環境の整備の推進

- ① ベビーカーや、手をつないだ親子が安全に通行することができるように、歩道空間の充実を図ります。歩行者が安全に通行できるよう歩道整備を順次行います。
- ② 現在整備中の箇所や今後整備予定の箇所については、道路幅員、歩行者及び自転車交通量を考慮して、自転車歩行者道の整備に努めます。

【基本目標】 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

【施策目標】 ①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

②仕事と子育ての両立の推進

③経営者への意識啓発活動

『基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進』の充実を図るために、以下の3つの施策目標を掲げました。

「施策目標 ①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等」について

【施策目標に対する現状と課題】

仕事と生活の調和の推進は、男性と女性が家庭や社会的責任をともに担い、一人ひとりの能力、個性を発揮するという男女共同参画の視点からも重要な基盤です。

男性の長時間労働を前提とした働き方が、女性の家事、育児、介護の負担の隔たりを招いています。これまでの働き方を見直す事により、女性の継続就業や、男性の長時間労働によるストレスの増長の抑制が出来るようになります。育児・介護休業、短時間正社員制度、フレックスタイム制など個人の置かれた状況に応じた制度の整備や、男性自身の意識啓発、社会的気運の形成のための取り組みが必要となっています。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 固定的な性別役割分担の意識の是正と、真の男女平等意識醸成に向けての広報・啓発

- ① より多くの市民に参加してもらい意識啓発を行うために、市民参加型フォーラムを開催します。男女共同参画を推進する施策は、あらゆる分野に関係するため、毎年テーマを決めて男女共同参画フォーラムを実施します。平成26年度は10月に「今日からできるモチベーションUPのヒント」と題して男女共同参画フォーラムを開催しました。
- ② 広く市民の男女平等への理解と意識の醸成を目指し、編集委員を公募し、市民の目線で情報を提供できる啓発誌「あすてっぷ」を発刊します。別府市内で活躍する女性の紹介や、男性にとっての「男女共同参画」の関連記事、フォーラムの取材記事等を掲載し、関係機関と併せて市民向けに町内回覧で配布します。

- ③ 公式ホームページに、男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画プラン実績報告を随時掲載するとともに、フォーラム開催、「あすてっぷ」等の情報を提供します。男女共同参画プラン実績報告や各種啓発、男女共同参画センター「あす・べっぷ」での主催講座等の情報を随時掲載します。

「施策目標 ②仕事と子育ての両立の推進」について

【施策目標に対する現状と課題】

国が進める「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が、子育て支援策の柱となっています。子育てしながら働いている方への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての方が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。

大分県では、母親の育児負担軽減と家庭の子育て力の向上を図るため、「男性の子育て参加日本一」を目標にワーク・ライフ・バランスを推進しています。別府市でも、企業等に育児・介護休業法の周知を図るとともに、ニーズに合った子育て、介護サービスの提供など、休暇制度の利用を促進する職場環境づくりの啓発に取り組む必要があります。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. ファミリー・サポート・センターの充実

- ① 仕事と育児を両立させるための支援を充実し、安心して働く環境をつくるため、育児の援助を行いたい人と受けたい人が会員登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

2. 固定的な性別役割分担意識の是正と、真の男女平等意識の醸成による、仕事と子育てが両立できる環境整備の促進

- ① 女性が自立するための研修会や、女性の社会参画を促進するため、男女共同参画に関する講座、再就職支援セミナーや相談業務、能力向上のための研修会を実施します。
- ② 市職員及び市民を対象に専門講師による研修会を開催します。地域や職場から依頼があれば、出前講座による研修会を実施します。

「施策目標 ③経営者への意識啓発活動」について

【施策目標に対する現状と課題】

少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援の推進や働き方の見直しが重要課題となっており、このための企業の取り組みに対する期待がますます高まっています。こうしたなか、平成23年度から101人以上の企業においても一般事業主行動計画の策定が義務づけられることになり、さらに多くの企業に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みが求められることになりました。

中小企業を含めたすべての企業において、多様な働き方が可能な制度の整備と、その制度を利用しやすい風土づくりに向けて支援を行うことが重要です。仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのため、市内企業を中心に啓発や情報提供を実施します。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 事業主等の意識改革推進のための広報・啓発

① 県や国の関係機関と連絡を密に取り、企業に対し「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、「育児・介護休業法」「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「最低賃金法」等の各種法制度の広報・周知を行います。また、大分労働局、大分県等から送付されるリーフレット及びパンフレットを商工課窓口及び市役所1階のパンフレットスタンドに設置するとともに、市報掲載依頼があれば市報へ掲載して啓発に努めます。

② 学校や地域の行事に積極的に参加できるような職場環境を確立するため、仕事と家庭の両立を支援するための助成金制度等の情報を提供し、企業の意識改革に向けた活動を推進します。また、国が両立支援等を推進している企業を表彰する「均等・両立推進企業表彰」の候補企業の公募を市報に掲載し応募を呼びかけます。

③ 企業だけでなく、市民に対しても育児休業の取得など各種法制度の広報・啓発を行います。

関係機関による巡回特別労働相談、再就職支援セミナー等の開催についての周知を図ります。また、大分県等から送付される各種法制度のパンフレットや各種労働相談やセミナーの開催情報を商工課窓口、市役所1階のパンフレットスタンドに設置するとともに市報や公式ホームページに掲載し周知に努めます。

【基本目標】 6 子ども等の安全の確保

- 【施策目標】 ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

『基本目標 6 子ども等の安全の確保』の充実を図るために、以下の2つの施策目標を掲げました。

「施策目標 ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進」について

【施策目標に対する現状と課題】

交通弱者である子どもや高齢者が、交通ルール違反や交通マナーの低下、交通環境の大幅な変化による交通事故の犠牲になっています。こうした事故から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域が協力し子どもの安全を確保するべく関係機関との連携をさらに深め、事故の未然防止に努めます。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 児童・園児の登校（園）時の交通安全の確保

- ① 毎日、交通安全指導員が登校（園）時の交通安全指導を行い、児童・園児を交通事故から守ります。現在は、14校区35人の交通安全指導員が登校（園）時の交通安全指導を行っています。今後も、登校（園）のある日は、毎日交通安全指導を行います。

2. 交通安全教室の開催

- ① 小学校、幼稚園等で、移動交通安全教室や自転車安全教室を開催し交通安全意識を高め、子どもを交通事故から守ります。平成25年度は、市内公立幼稚園・小学校15校（園）において、移動交通安全教室を開催。市内公立小学校15校において、自転車安全教室を開催しました。引き続き、児童・園児の交通安全意識を高めるため、継続していきます。

3. 通学路の点検

- ① 幼稚園、小学校、中学校では、PTA 等と協力をして通学路の点検を実施し、子どもの安全確保を図ります。各校において通学路の点検を行い、修繕等の箇所を確認・申請し、それを関係機関に依頼することで、安全確保を図ります。

「施策目標 ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」について

【施策目標に対する現状と課題】

急速な都市化・核家族化の進展等により子どもを取り巻く社会環境も変化し、子どもを狙った犯罪が全国的に年々増加しています。

別府市でも、児童生徒等の登下校等における変質者、不審者による被害が報告されています。また、青少年の規範意識の低下により、自ら非行に走ったり、被害に遭ったりするケースがみられます。そこで、担当する交番を中心とした防犯ネットワークを構築し、情報交換をしながら犯罪の未然防止、早期対応を図り、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進することが必要です。

また、「開かれた学校」を推進するために、学校を外部から遮断するようなシステムではなく、地域とともに育つ学校安全のあり方が必要となってきます。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ① 子ども同士のつながりを深め、罪を犯さない子どもを育てるため、道徳の時間等における指導の充実を図ります。生命尊重の内容を中心に、自他の生命を尊重する子どもを育成します。
- ② 学校安全危機管理への取り組みとして、公立幼稚園・小・中学校において避難訓練（火災・地震・津波・不審者の侵入を想定）を実施します。
- ③ 不審者や変質者による犯罪が多発している現状を考慮し、公立幼稚園・小・中学校の全園児・児童生徒に防犯ブザーの貸与を継続し、犯罪を未然に防ぎ安全の確保を図ります。
- ④ 不審者等に対応するため、各学校において防犯訓練や登下校指導等を実施するとともに、子どもの安全を守るワークショップ（CAPプログラム）を実施し、子ども自身の持つ危険回避能力を高めます。
- ⑤ コミュニティ・スクール等を活用し、地域の民生委員・児童委員などと連携した「開かれた学校」としての体制づくりに努めます。

2. 警察署交番を核にした防犯ネットワークづくり

- ① 小学校・交番セーフティネットワーク会議を活用し、不審者、変質者についての情報収集・情報提供を行うとともに、パトロールなどを実施して、児童や園児の登下校等の安全確保に努めます。
- ② 学校と交番が連携して、防犯教室を実施します。

3. 青色防犯パトロール車活動による見守り

別府市では、「子どもを犯罪から守るまちづくり、犯罪を起こしにくい環境づくり」のため、各地域（町内）や市役所が公用車等に青色回転灯をつけた車両により、市内でパトロール活動を行っています。

各地域で行うパトロール活動では、地域で結成している地域安全パトロール隊（平成26年3月末現在55隊）が別府警察署内にある別府市防犯協会所有の青色防犯パトロール車を使用して、日中及び夜間、各町内を巡回しています。

また、市役所では、本庁の公用車10台と総合教育センターの公用車1台に青色回転灯を装備し、職員が外勤の際にパトロールも合わせて行っています。

この活動を行うことで、登下校時の児童生徒や住民に安心感を与え、防犯意識の向上に寄与するとともに、犯罪を企てようとする者に対する抑止効果も図られることから、今後も引き続き、学校周辺も含めたパトロールを実施します。



【基本目標】 7 きめ細かな取組の推進

【施策目標】 ①児童虐待防止対策の充実

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

③障がい児施策の充実

『基本目標7 きめ細かな取組の推進』の充実を図るために、以下の3つの施策目標を掲げました。

「施策目標 ①児童虐待防止対策の充実」について

【施策目標に対する現状と課題】

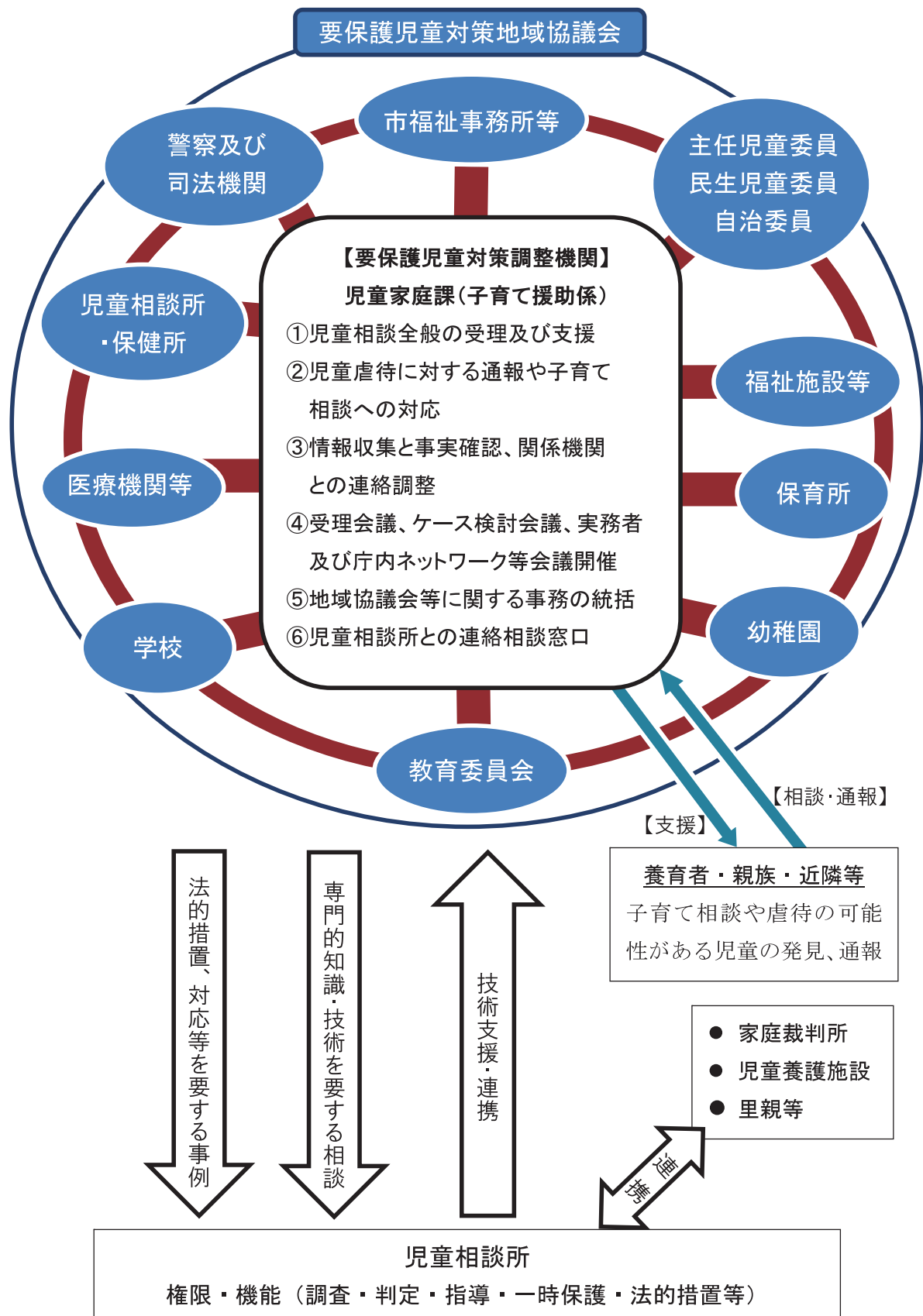
児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における次世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援が重要となります。別府市においても、要保護児童対策地域協議会を設置しており、虐待に関する早期発見・早期対応・虐待の未然防止に努めます。

■「児童虐待」とは・・・

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し行う次に掲げる行為をいう。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◆別府市における要保護児童に関する相談・支援の流れ◆

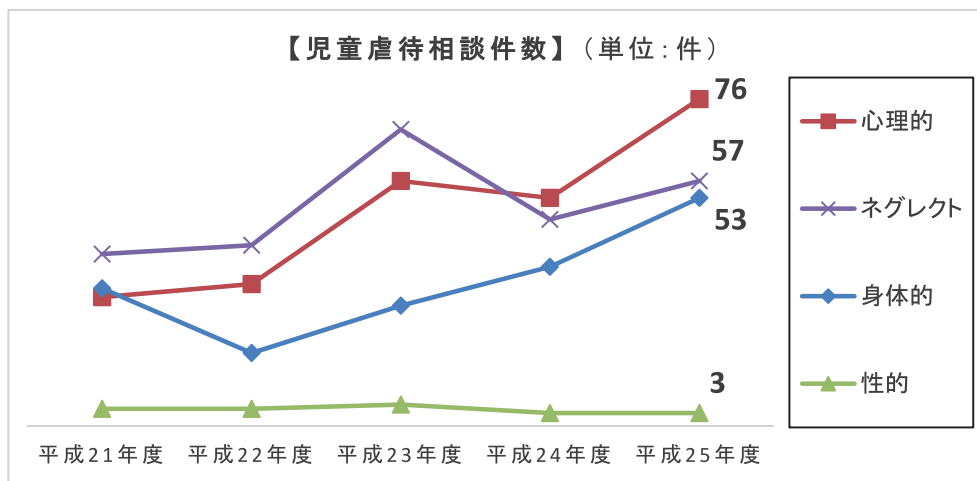


【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 児童虐待防止ネットワークの充実

- ① 核家族化が進み、子育ての悩みを抱える養育者の不安が増加するなか、要保護児童等に対応するため、別府市要保護児童対策地域協議会を活用して実務者会議や個別のケース会議などを開催し、関係する機関と情報の共有や支援内容の協議を行い、適切な対応に努めます。
- ② 児童やその家族と身近に接する医療、福祉、教育等の関係者を対象とした研修会や、『別府子ども福祉塾』等の勉強会を開催することで研修体制の充実を目指します。

「児童虐待相談件数」状況					
(児童家庭課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせることを行うこと。				
	32件	17件	28件	37件	53件
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと。				
	30件	33件	57件	53件	76件
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にすること。				
	4件	4件	5件	3件	3件
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること。				
	40件	42件	69件	48件	57件
合計	106件	96件	159件	141件	189件



2. 相談活動の充実

- ① 出産・養育全般の相談を受ける窓口として、子育て援助の担当部署で対応することで、養育者の不安を取り除き、虐待の予防に努めます。

3. 広報等による情報提供

- ① 毎年 11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、市報等で広報活動を行います。通告先の告知チラシを全戸回覧するとともに、相談する際の連絡先についても公立の保育施設や関係機関等に設置し広報に努めます。
- ② 早期発見により子どもを虐待から守るため、通報・相談・連絡などの窓口（連絡先）を市報等に掲載します。25年度からは、3 か月に 1 回市報に掲載（5・8・11・2月号）し、ケーブルテレビ（別府市だより）でも放映しました。今後も引き続き実施します。
- ③ 「別府市要保護児童対策マニュアル」を関係機関で共有して対策に取り組み、広く一般市民に啓発を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携も行い、啓発を図ります。

4. 学校教育における児童虐待防止への取り組み

- ① 児童虐待防止に対する教職員の意識の向上及び連携強化を図り、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
- ② 毎月開催している要保護児童対策実務者連絡会の中で、学校教育課及び総合教育センターと情報を共有し、適切な対応に努めます。

5. 保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取り組み

- ① 母子健康手帳交付時や健診、家庭訪問にてリスクの高いケースを把握し、随時対応していきます。産科・小児科・精神科等の医療機関との連携により、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。

また、支援にあたり、保健師間で事例検討を随時行い、関係課や関係機関と協議を行う等多角的な判断に基づく支援方針を立て実施します。

6. 地域子育て支援拠点施設における児童虐待防止への取り組み

- ① 地域子育て支援拠点施設において NP（ノーバディズ・パーフェクト）講座を実施して、保護者が自分の長所に気づき、健康で幸福な子どもを育てるための前向きな方法を見出せるよう手助けをすることによって、児童虐待防止の抑制を図ります。
- また、大分県市町村児童虐待防止対策強化事業の児童虐待防止緊急対応強化の取り組みとして、ファシリテーターが 1 名から 13 名に増員となり、子育て支援センター 3 箇所において今後継続的に NP 講座を実施できるようになりました。

「施策目標 ②ひとり親家庭等の自立支援の推進」について

【施策目標に対する現状と課題】

ひとり親家庭等においては、子育てと生計を母又は父がひとりで担うことになり、様々な困難に直面するとともに、子どもにも大きな影響が及びます。子どものしあわせを第一に考え、ひとり親家庭等の自立を図る就労支援、生活支援、経済的支援などの総合的な支援策の推進が求められています。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 子育て短期支援事業の充実

- ① 働く母親・父親等の急病などの理由により、一時的に児童を養育することが困難な際の受け入れ施設を確保します。現在は、栄光園乳児院、栄光園、別府平和園、光の園子ども家庭支援センター、永生会母子ホームの 5 施設と契約しており、引き続き一時的に養育が困難になった時に受け入れできるよう努めます。

「子育て短期支援事業」の概要と実績						
保護者の就労や急病などの理由により、一時的に家庭で養育することが困難になった児童に対して、乳児院や養護施設等で短期間養育・保護を行います。						
（児童家庭課）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

2. 経済的支援の充実

- ① 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費助成及び福祉資金の貸付による経済的な支援を引き続き実施します。児童扶養手当については、平成14年の法律改正により、支給開始後5年等を経過した受給者に対し、一部支給停止措置が行われています。この制度の趣旨をさらに浸透させるため、情報提供の充実を図ります。

「児童扶養手当の受給者数」状況					
(児童家庭課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給者数	1,390人	1,519人	1,546人	1,549人	1,528人

3. 自立に向けた支援の充実

- ① 児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子・父子自立支援員を2人配置し、相談、情報の提供などの支援を充実します。
- ② 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし、ひとり親家庭等の自立の促進を図っています。
- ③ 別府市母子寡婦福祉会の主催により、市内のひとり親家庭の親子を対象に、「自然と親しむ親子のつどい」を年2回程度開催し、親子が触れ合い、ひとり親家庭が交流する場を設けることで、ひとり親家庭等の精神的生活の安定を図ります。

「施策目標 ③障がい児施策の充実」について

【施策目標に対する現状と課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりを目指しています。別府市内には県内 17 校（分校等含む）の特別支援学校のうち 4 校があります。また、障がい児のための入所・通所施設は 12 か所あります。

障がいのある子どもと触れ合い、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい知識と理解を深める啓発を行うことが必要です。

また、障がいのある子どもをもつ家庭に対しては、経済的な支援を充実するとともに、きめ細やかな生活支援や療育支援がこれまで以上に求められます。すべての子どもが生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりに応じた適切な療育や教育を充実し、社会参加や自立ができるような施策を推進します。

【施策目標達成のためにすべきこと】

1. 在宅の障がい児支援サービスの充実

- ① 主に未就学の障がい児に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの場を提供します。（平成26年2月の実利用者は22人でした。）
- ② 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を福祉施設に受け入れることで、児童及び保護者への支援を行います。（平成26年2月の実利用者は8人でした。）

2. 自立と社会参加の促進

- ① 在宅の知的障がい児や保護者が、交流や研修をすることで、積極的な社会参加の促進を図ります。（平成25年度は、10月6日に福祉農場コロニー久住及びくじゅう花公園において実施し、参加者は80人でした。）

3. 放課後等居場所づくりの充実

- ① 長期休暇中等の保護者の過重な養育にかかる負担を軽減するとともに、特別支援学校等に通う障がい児に対して、障害福祉サービス事業所において日中の活動の場を提供します。

「日中一時支援事業及び放課後等デイサービス事業」の概要と実績					
障がいのある小1～高校3年生を対象に、放課後や長期休暇中における活動や訓練の場を提供しています。					
(障害福祉課)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数	6か所	6か所	6か所	7か所	8か所

4. 経済的支援の実施

- ① 特別児童扶養手当（受付：児童家庭課）、障害児福祉手当、育成医療費（受付：障害福祉課）の支給など、障がい児の福祉の増進に向け経済的な支援を実施します。
- ② 市報等により広く地域住民に制度の周知を図り、未請求者の解消に努めます。

5. 就学指導の充実

- ① 障がいのある子どもたちの就園・就学や家庭での教育に関する指導及び相談を実施します。また、就学後も日常的にその子にとってより良い教育環境となるよう、校内適正就学指導委員会を開催します。

6. 障がい児保育の充実

- ① 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を保育所で柔軟に受け入れます。

・・・相談窓口・・・

障がいのある方とその家族のための相談窓口としての事業所です。日常生活全般に関する相談に応じたり、障害福祉サービスの利用等につなげるための支援を主に行っています。

名 称	所在地	電話番号
別府市相談支援事業所ばれっと	大字鶴見 4075-1	25-9758
障害者地域生活支援センター泉	幸町 1-21	25-3443
障害者相談支援センターたいよう	大字内竈 1393	66-1674
農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	大字鶴見 1026-10	67-1897

